

引上げ分の地方消費税交付金（社会保障財源化分）が充てられる社会保障施策に要する経費

（平成30年度松野町一般会計予算）

平成26年4月1日より消費税率（国・地方）が5％から8％へ引き上げられたことに伴い、地方消費税交付金の増収分については、その用途を明確化し、社会保障施策に要する経費に充てるものとされています。

平成30年度松野町一般会計予算における社会保障施策経費への充当状況は、次のとおりです。

〔歳入〕

地方消費税交付金 65,000千円 のうち、社会保障財源化分 30,000千円

〔歳出〕

社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費 691,436千円

【社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費内訳】

（単位：千円）

事業名		平成30年度 予算額	財源内訳				
			特定財源			一般財源	
			国県 支出金	地方債	その他	地方消費 税交付金 （社会保障財 源化分）	その他
社会 福祉	障害者福祉事業	149,443	103,687	0	0	3,011	42,745
	高齢者福祉事業	21,062	319	1,900	3,354	1,019	14,470
	児童福祉事業	178,948	43,718	12,500	15,404	7,062	100,264
	母子福祉事業	3,959	1,979	1,900	0	5	75
	小計	353,412	149,703	16,300	18,758	11,097	157,554
社会 保険	介護保険事業	92,354	1,317	0	0	5,990	85,047
	国民健康保険事業	52,595	27,129	0	0	1,676	23,790
	後期高齢者 医療保険事業	88,521	19,570	0	21	4,535	64,395
	小計	233,470	48,016	0	21	12,201	173,232
保健 衛生	疾病予防対策・ 健康増進事業	29,591	989	1,700	0	1,770	25,132
	診療所事業	74,963	0	0	0	4,932	70,031
	小計	104,554	989	1,700	0	6,702	95,163
合 計		691,436	198,708	18,000	18,779	30,000	425,949

※ 各事業の地方消費税交付金（社会保障財源分）充当額は、各事業費の一般財源額で按分。